

第1章はじめに

【庄内地域水道事業統合基本計画の意義】

・鶴岡市、酒田市及び庄内町を構成市町とする広域水道企業団における今後の事業経営の基本的な方針となるものである。

【広域化の目的】

・広域化によるスケールメリットを活かして経営基盤を強化し、水道インフラの持続性を確保することにより、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給することを目的とする。

【基本事項】

○統合の時期

・企業団の設立を令和 7 年 10 月、事業開始を令和 8 年 4 月とする。

○統合の形態及び経営主体

・統合の形態は、構成市町水道事業の事業統合(水平統合)とし、料金統一時までは旧水道事業体ごとに区分経理を行う。
・経営主体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 284 条の規定による一部事務組合(企業団)とし、構成市町の水道事業を承継する。

第 2 章 組織・職員

【組織】

○企業団本部及び事務所

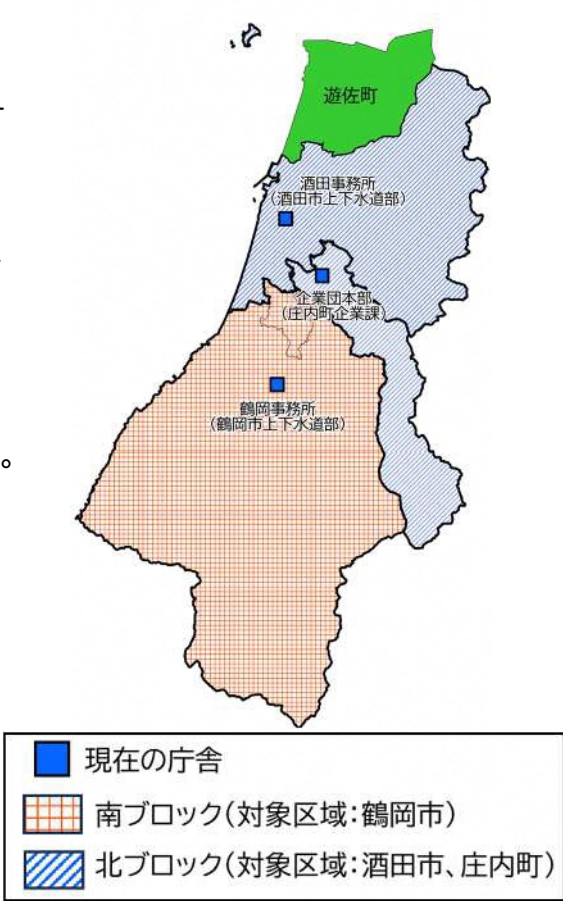
・広域水道事業の運営組織として企業団を設立し、企業団本部を庄内町企業課庁舎に置く。
・事業区域が広範囲となることから、効率的な維持管理体制を確立するため、鶴岡市上下水道部庁舎を鶴岡事務所、酒田市上下水道部庁舎を酒田事務所として南北ブロックの施設整備、維持管理の拠点とする。

○執行機関

・企業団の管理者である企業長を置き、その補佐として副企業長を置く。
また、補助職員として事務局長及びその他職員を置く。
・企業長は構成市町の首長から選出し、副企業長は、企業長となる首長を除く構成市町の首長をもって充てることとする。

○企業団議会

・企業団の意思決定機関として、企業団議会を置き、議員定数を13人とする。
・企業団議会の議員は、構成市町の議会の議員で構成し、全ての構成市町の議会から議員を選出する。
・企業団議会の議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。



第2章 組織・職員

○監査委員

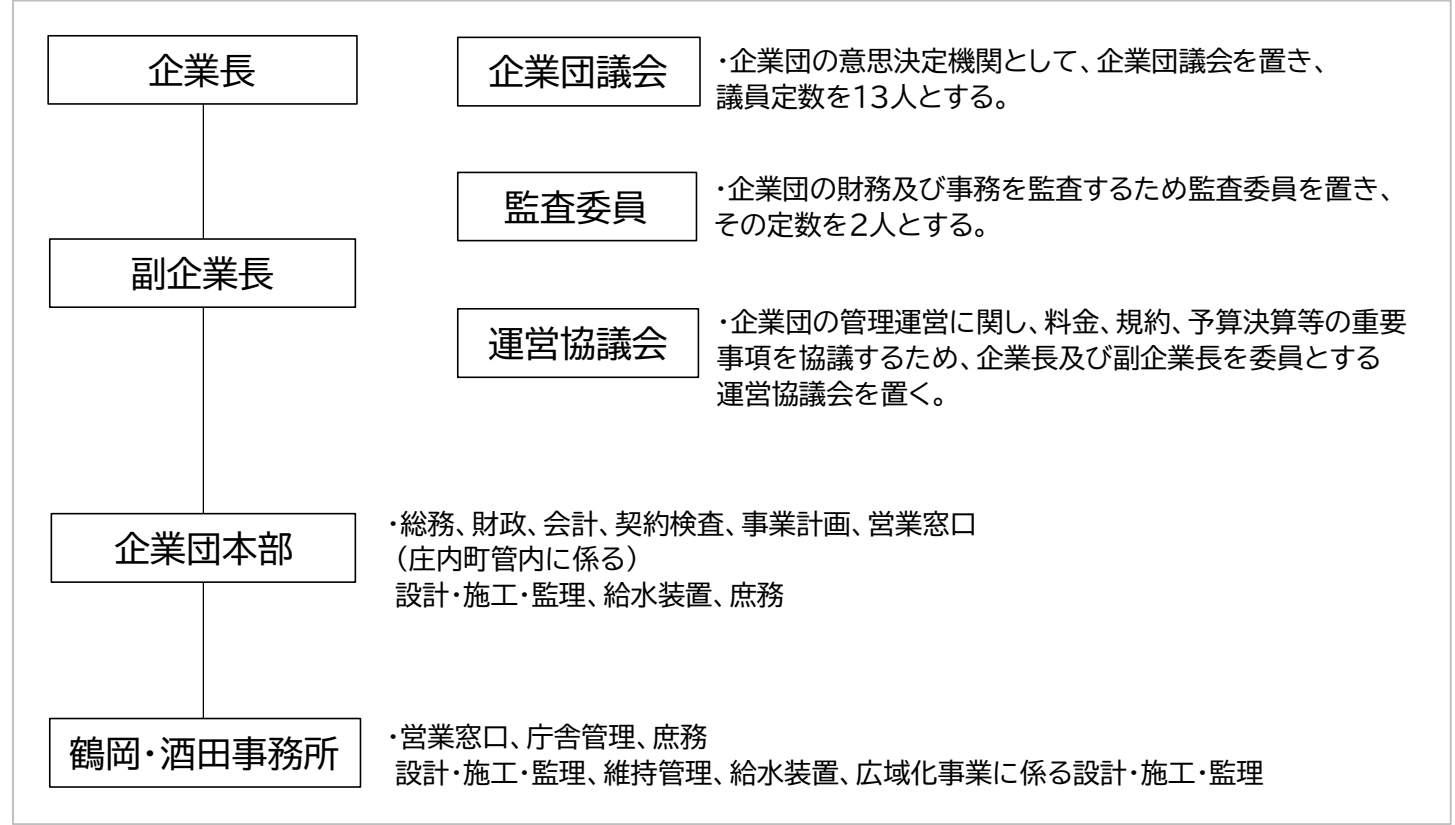
・企業団の財務及び事務を監査するために監査委員を置き、その定数を2人とする。
・監査委員の任期は、4年とする。

○運営協議会

・企業団の管理運営に関し、料金、規約、予算決算等の重要事項を協議するため、企業長及び副企業長を委員とする運営協議会を置く。

【企業団組織図】

※組織体制は事業開始時までには調整する。



【職員】

○職員の身分

・企業団設立時における職員の身分は、地方自治法第 252 条の 17 の規定による構成市町からの職員派遣(出向)とする。

○職員数

・企業団設立当初は、運用の変更等に対応するため事務量が一時的に増加することが想定されることから、構成市町の水道事業に従事する現行職員と同程度の職員数を確保する。
・その後、順次業務の効率化等を図りながら、組織の改編に合わせて適正な規模の職員数を目指す。

第3章 業務運営

【総務・経理】

- 企業団本部における集中管理及び業務の効率化
 - ・総務、経理事務などの管理運営業務及び広報業務は本部において集中管理を行い、業務の効率化を図る。
- 事務システムの統一
 - ・事務システムの統一及び事務所間のネットワークを構築し業務の効率化を図る。

【営業業務】

- 水道料金
 - ・事業開始後の水道料金はそれぞれ構成市町の料金体系を用いる。なお、事業開始後直ちに、料金水準について検討を開始するものとする。
- 検針、調定及び収納業務
 - ・料金収納等包括的民間委託の契約の更新時期に合わせて、検針、調定、収納等の業務及び料金管理システムを統一する。
- 料金等収納窓口業務
 - ・料金収納等窓口は本部及び各事務所に設置する。

【給水装置】

- 給水装置工事
 - ・給水装置工事に関する施工基準は、事業開始時に統一する。ただし、地域特性を踏まえ、必要に応じて経過措置を設ける。

【工事執行】

- 入札・契約制度
 - ・入札、契約制度は事業開始時に統一し、業務は本部で行う。
- 工事管理
 - ・設計積算業務、工事検査業務は、事業開始時に基準を統一する。

【水質管理】

- 水質検査計画
 - ・各水源等の特性を踏まえ事業開始時に統一する。
- 【運転管理】
 - 水道施設の運転管理体制
 - ・水道施設の運転管理業務は、南ブロックを鶴岡事務所、北ブロックを酒田事務所で所管する。

【危機管理】

- 災害対策マニュアル等
 - ・本部及び事務所間の緊急時の連携を図るため、必要なマニュアル等を作成し、事業開始に合わせて運用を開始する。
- 緊急時応援協定
 - ・構成市町の水道事業において締結している関係団体との応援協定等については、企業団に引き継ぐ。

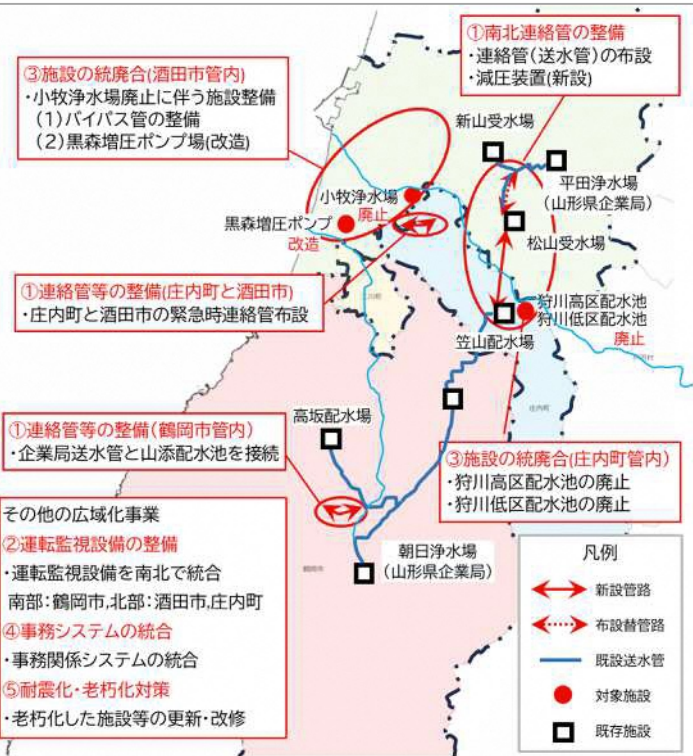
第4章 施設整備

【基本方針】

- ・施設稼働率の向上、経年管路の更新による耐震化の推進について、広域的な視点で実施することにより、施設整備における効率性、経済性を発揮する。
- ・施設整備については、「社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)」を最大限に活用する。

【施設整備計画及び概算事業費】

(単位:百万円)		
広域化事業	事業概要	概算事業費
①連絡管等の整備	南北連絡管、減圧槽の設置、緊急時連絡管	10,705
②集中監視設備の整備	運転監視設備を南北ブロックごとに統合	1,571
③施設の統廃合	小牧浄水場廃止に伴う整備	1,205
④事務系システムの統合	事務システムの統合	158
⑤統合元の能力活用	施設・管路更新整備	10,642
広域化事業 計		24,281
うち交付金対象事業		23,099
運営基盤強化等事業		
①耐震化・老朽化対策	施設・管路更新整備	22,028
運営基盤強化等事業 計		22,028
うち交付金対象事業		19,159
合 計		46,309
うち交付金対象事業		42,258



第5章 財政運営

【財政収支計画】

(単位:百万円)													
項 目			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収益的収支(税抜)	収入	給水収益	5,673	5,582	5,511	6,294	6,197	6,098	6,015	5,907	6,432	6,335	6,250
		その他	689	672	674	712	753	796	838	875	907	928	1,043
		小計	6,362	6,255	6,185	7,006	6,950	6,893	6,853	6,782	7,339	7,263	7,294
	支出	人件費	493	379	372	373	374	375	376	377	377	377	377
		受水費	1,670	1,667	1,668	1,731	1,727	1,723	1,724	1,716	1,712	1,709	1,787
		委託料	910	910	988	988	988	988	988	1,165	1,165	1,165	993
		減価償却費	2,035	2,001	2,068	2,177	2,266	2,342	2,416	2,476	2,158	2,517	2,800
		支払利息	100	82	76	104	103	116	130	151	186	199	193
		その他	641	742	741	741	740	740	744	744	705	706	643
		小計	5,849	5,781	5,912	6,113	6,198	6,284	6,378	6,629	6,664	6,674	6,793
		損益	513	473	273	893	752	609	475	153	675	589	501
資本的収支(税込)	収入	企業債	0	432	2,049	493	1,126	1,015	1,390	2,035	981	66	445
		国交付金	53	573	1,330	1,672	1,745	1,720	1,909	2,128	1,725	1,231	0
		その他	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
		小計	120	1,072	3,447	2,232	2,939	2,803	3,366	4,230	2,774	1,365	512
	支出	建設改良費	1,581	4,399	5,264	5,421	5,493	5,385	5,934	6,562	5,355	3,872	3,158
		企業債償還金	952	839	705	604	546	399	348	323	354	372	361
		小計	2,533	5,238	5,969	6,026	6,039	5,785	6,282	6,885	5,709	4,244	3,519
		資本的収支不足額	▲ 2,413	▲ 4,166	▲ 2,522	▲ 3,794	▲ 3,100	▲ 2,982	▲ 2,916	▲ 2,655	▲ 2,935	▲ 2,879	▲ 3,006
内部留保資金(資金残高)		8,215	6,700	6,700	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,240	6,240	6,240	
企業債残高		4,795	4,388	5,732	5,620	6,200	6,816	7,857	9,570	10,197	9,892	9,975	
供給単価(円/㎡)		215.33	215.33	215.33	250.64	250.64	250.64	250.64	250.64	277.33	277.33	277.33	

【一般会計繰入金の取扱い】

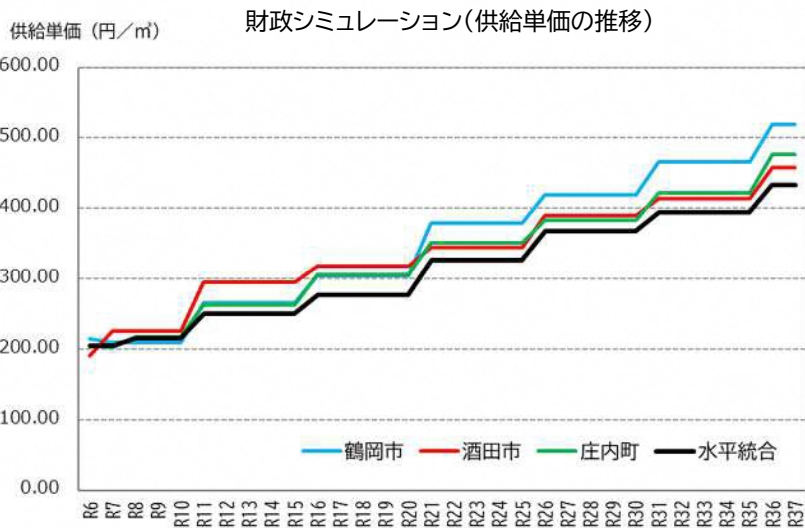
- ・構成市町の一般会計からの企業団への繰入金は、現行の繰入を引き継ぐものとする。

【資産等の取扱い】

- ・構成市町の水道事業の用に供している資産、資本及び負債は引き継ぐものとする。

【財政シミュレーション】

- ・財政収支計画を踏まえ、令和37年度までの財政シミュレーションを行った。
- ・その結果、各市町が単独で経営する場合と比較して、水平統合による供給単価の抑制効果が示された。



第6章 その他

【簡易水道事業等の取扱い】

- ・構成市町の上水道事業に統合された簡易水道事業等もしくは地方公営企業法を全部適用している簡易水道事業等は、企業団に引き継ぐものとする。

【他事業(下水道事業・ガス事業)の取扱い】

- ・下水道事業及びガス事業は、企業団において事業を引き継がないものとする。
- ・下水道事業及びガス事業のうち、水道事業と不可分な業務については、当該市町からの委託等により実施できるものとする。